

紹介手数料の返還について

協同組合ウェル国際技能協力センター

代表理事 広岡 啓一郎

採用された採用者が、自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合は下記の通り紹介手数料を返還いたします。

・基本返還料金算出根拠

入社後 1 ヶ月以内	50%
入社後 3 か月以内	30%

※但し、受入先の都合により解雇され、または退職した場合、並びに不可抗力により
不就労となった場合はこの限りではなく、双方にて協議の上、解決、決定するものと
致します。